



◆要介護認定 Q&A

Q： 介護が必要になったとき、どうすればいいですか？

A： 日常生活の中で介護や支援が必要になったら、まず家族や近所の人に相談し、手伝いや協力をしてもらうようにしましょう。それでも日常生活に支障がある場合、介護サービスを利用しましょう。

介護サービスを利用するには、介護がどれだけ必要かを示す要介護認定を受ける必要があります。要介護認定の申請は、役場の介護保険担当課が窓口になっています。



Q： 骨折などが原因で身体の機能が衰えたときのことを考えて、あらかじめ要介護認定の申請をしていた方がいいですか？

A： 前もって要介護認定の申請をする必要はありません。要介護認定の申請は、介護サービスを利用したい時にしてください。申請の結果（認定）が出るまで約1か月かかりますが、認定は申請をしたその日から有効になりますので、前もって申請をする必要はありません。さらに、介護サービスは要介護認定の申請をしたその日から利用することができます。

大崎町の高齢者（65歳以上の人）は、およそ6人に1人は要介護認定を受けている状況です。

要介護認定を受けることが目標ではなく、できるだけ要介護認定を受けないように、元気で健康的な明るい生活を目標に楽しい老後にしてください。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,808人	平成19年1月 末日現在	
要介護（支援）認定者	789人		
給付実績	在宅介護サービス費	25,655,346円	平成18年12月 の給付実績
	施設介護サービス費	47,642,175円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	21,641,556円	
	介護サービス費 合計	94,939,077円	

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL476-1111（内線131）